

交付申請の場合は、**1,900円分の収入印紙**を貼付してください（県が発行する収入証紙ではありません）。金額を超過した収入印紙を貼付した場合は必ず余白部分に「**過納承諾 氏名**」を記入願います。また収入印紙への消印（割印）はしないでください。

関東総合通信局の窓口で受取を希望される場合、申請書の余白部分に「**窓口交付希望**」と記入願います。郵送による交付を希望する場合は必ず「**返信用封筒**」を同封してください。

電気通信主任技術者資格者証交付申請書

年 月 日

総務大臣 殿

	貼付する写真の裏面には、「申請資格及び氏名」を記入しておいてください。
貼付する写真の裏面には、「申請資格及び氏名」を記入しておいてください。	
	
貼付する写真の裏面には、「申請資格及び氏名」を記入しておいてください。	
	
貼付する写真の裏面には、「申請資格及び氏名」を記入しておいてください。	
(収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、申請書の余白に、「過納承諾 氏名」のように記入してください)	

郵便番号 102-8795

住 所 東京都千代田区千代田

必ず日中に**連絡可能な電話番号**を記入してください。

(方) 電話(日中の連絡先) 03-6238-1674

氏名	フリガナ(姓) ソウム	(名) タロウ
	漢字(姓) 総務	(名) 太郎

年号は昭和：S 平成：H 令和：R

生年月日 H 1 3 年 0 4 月 0 1 日

氏名は直筆でなくても結構です。

下の欄に住民票コード又は現に有する電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号のいずれか1つを記入した場合は、氏名及び生年月日を証する書類の提出を省略することができます。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左詰めで記入)

記入した番号の種類(いずれかの口にレ印を記入してください)

- ☐ 住民票コード(11桁)
- ☐ 電気通信主任技術者資格者証の番号
- ☐ 工事担任者資格者証の番号
- ☐ 無線従事者免許証の番号

住民票コード又は総務省から発給された資格者証の番号を記載した場合、住民票等の「氏名・生年月日」を証する書類の添付が省略できます。

資格者証の交付を受けたいので、電気通信主任技術者規則第39条の規定により、(別紙書類を添えて)申請します。

申請資格
☒ A 伝送交換
☐ C 線路

申請の区分	A 試験合格	受験番号	0 1 A 9 9 0 1 6 7 4	(R4年8月1日合格)
	B 養成課程修了	養成課程の名称 修了証明書の番号		
	C 総務大臣認定	認定番号	(年 月 日認定)	
添付書類		1 氏名及び生年月日を証する書類(住民票コード又は現に有する電気通信主任技術者資格者証、工事担任者資格者証若しくは無線従事者免許証の番号を記載しない場合) 2 養成課程修了証明書		

申請期限は試験合格日より**3ヶ月**となります。

- ※ 試験に合格した日、養成課程を修了した日又は総務大臣による認定を受けた日から3月以内に申請してください。
- ※ 写真の裏面には、申請に係る資格及び氏名を記載してください。
- ※ 氏名及び生年月日を証する書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書等の公的書類を添付してください。なお、これらのコピーは原本と相違ないことが確認できない場合は認められません。
- ※ 資格者証の郵送を希望するときは所要の郵便切手を貼り、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を添えて、信書便の場合はそれに準じた方法により

- ・申請書は申請する資格毎に必要となります。複数の資格を申請する場合、資格毎に作成してください。
- ・「申請資格」欄には、申請する資格の数字に○を付け、級を記入してください。
- ・「申請の区分」欄には、該当する区分のアルファベットに○を付けて、受験番号など該当する箇所を記入してください。
- ・「添付書類」については、添付する書類に○を付けてください。

返信用封筒の注意事項

資格者証の郵送を希望する場合、封筒に所要の郵便切手を貼付し、申請者の氏名と受け取ることができる住所を記載してください。住民票住所と一致していなくても結構です。

・当局からは基本的に資格者証のみを送付いたします。資格者証のサイズは縦54mm×横86mm 厚さ1mm 重さ5g となりますので、定型郵便用の封筒（縦140～235mm×横90～120mm 厚さ10mm）で送付可能です。

・普通郵便による送付で不着となってしまった場合、申請者のご負担により再交付申請を行っていただくことになります。

そのため、返信用封筒は「特定記録郵便」や「簡易書留」のご利用を推奨いたします。

また簡易書留利用の注意点として、配達時に不在となり、一定期間再配達の申し込みが無かった場合、郵便物が当局へ返送されてしまいます。

この場合、再度返信用封筒を送付いただくか、当局窓口での受取となりますので、簡易書留を直接受け取れない場合は「特定記録郵便」を推奨いたします。

・複数の資格、複数の方の分をまとめて郵送希望する場合は、郵便料金の不足とならないようにご注意ください。

定型封筒での返信用封筒例

